

令和4年度第3回東郷町男女共同参画審議会 議事要旨	
開催日時	令和4年9月13日（火）午後2時から午後3時30分まで
場所	東郷町役場 2階 大会議室
出席委員	中林、高橋、中村、近藤（雅）、近藤（安）、半田、婦木、中川、西俣、谷 (敬称略)
事務局	企画部長、地域協働課長、課長補佐、主任
傍聴者	なし

議事及び内容

次第

- 1 会長あいさつ
- 2 議題
 - (1) 東郷町男女共同参画推進事業「映画会」について
 - (2) 文化産業まつり「男女共同参画推進コーナー」の設置について
 - (3) 東郷町男女共同参画情報誌「イーストピア」第12号の発行について
 - (4) 第2次東郷町男女共同参画プラン中間見直しに係る住民意識調査結果の速報について
 - (5) パートナーシップ、ファミリーシップ宣誓制度について
 - (6) その他
- 3 その他

次回開催予定日

会議記録

別添のとおり。

(事務局)

ただ今より令和4年度第3回東郷町男女共同参画審議会を開催します。本日の進行役を務めます、地域協働課長の坂野です。よろしくお願いします。

それでは、次第1 会長あいさつです。中林会長、よろしくお願いします。

中林会長あいさつ

(事務局)

ありがとうございました。

ここからの進行は会長にお願いします。中林会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、次第2 議題に入ります。

最初に、議題(1)「東郷町男女共同参画推進事業『映画会』について」事務局から説明をお願いします。

事務局説明

(事務局)

前回当日の出席について確認させていただきましたが、ご都合が変わった方は挙手をお願いします。西俣委員と婦木委員から参加可能の挙手がありました。ありがとうございます。当日はよろしくお願いいたします。

(会長)

映画会に関しての質問、ご意見はありますか。

(委員)

当日の配置で受付になっているのですが、入場整理券もぎり案内・アンケート配布に変えていただくことは可能でしょうか。

(事務局)

では、中川委員は入場整理券もぎり案内・アンケート配布をやっていただき、西俣委員に受付、婦木委員は入口での検温・消毒案内をやっていただいてもよろしいでしょうか。

(委員)

了解しました。

(会長)

議題(1)について、承認いただける方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

(会長)

全員挙手いただけましたので、議題(1)については、事務局の提案どおりとします。

次に、議題の(2)「文化産業まつり『男女共同参画推進コーナー』の設置について」事務局から説明をお願いします。

事務局説明

(事務局)

前回当日の出席について確認させていただきましたが、ご都合が変わった方は挙手をお願いします。婦木委員から参加可能の挙手がありました。ありがとうございます。当日はよろしくをお願いいたします。

(会長)

文化産業まつりに関しての質問、ご意見はありますか。

(委員)

子ども向け男女共同参画クイズの説明2に「女の子がサッカーや野球をしてもいいし、男の子がバレエやピアノをしてもいい」とあるが、男の子もピアノを習っていたり、女の子もサッカーを習っていたり、プロでもありますけれど、その辺りの見解はいかがですか。

(事務局)

小学生のお子さんにも分かりやすい内容で、割と身近なスポーツや楽器を挙げてはいるのですが、他に良い内容の文章がありましたら伺いたいです。いかがですか。

(委員)

ご指摘のようにこの項目は大分改善されてきているとは思いますが。

(事務局)

2の項目自体を削除し、選択してもらう項目を3つに変更しても良いと思います。

(委員)

私も男だからとか関係なくピアノやりたいと思っていた人間なので、ただ昭和の時代であればこの内容でも良かったと思うけれど、何か違う内容を考えているけれど良い案が浮かびません。

(委員)

今年度はこのままにして、来年度からは変更するのはいかがでしょうか。

(会長)

それでは、2に関して今年はこのままで来年に変更することによろしいでしょうか。

(委員)

4に関して、ズボンじゃなくてスカートじゃなくちゃいけないという考え方がバツになると思うが、いくつかある中で女の子がズボンを選ぶのはおかしいという選択の自由がおかしいというのも正解になってしまうのではないのでしょうか。シチュエーションによって変わる部分もあると思うので迷いました。

女の子がズボンと決めつけられるのはおかしいと捉えるとその通りだなと思います。

(会長)

全体的に見ると、女の子は〇〇、男の子は〇〇でいいと思うか、おかしいと思うかと聞いているのに対して、4だけが女の子のことしか聞いていないので、ここにも男の子のことも聞いてあげると良いのかなと思いました。

(委員)

7の質問も男の子のことしか聞いていないので、統一するなら変えなければいけないと思います。

(委員)

今の疑問に思ったことですが、4と7が「女の子」、「男の子」と限定している項目を上下にくっつけたらどうでしょうか。それか質問の順番を繰り上げし

ても良いのではないのでしょうか。

(委員)

4の質問を、「女の子のズボン制服はおかしい」とし、ストレートに聞く方が良いと思います。「女の子が」よりは「女の子の」と言葉尻の表現を変えるのも手かなと思います。

(会長)

「女の子がズボンの制服なんて」の「なんて」の言葉が引っ掛かります。

(委員)

「女の子がズボンの制服なんておかしい」の「おかしい」はどういう意図で「おかしい」と言っているのでしょうか。

(会長)

男の子の制服はズボン、女の子の制服はスカートというのが前提にあってのことでしょうね。

(委員)

長ズボン、半ズボンがあって、女の子はこのズボンと指定された場合、嫌だと思ってもいいわけですね。規則には従うけど、嫌だと思ってもいいわけですね。選択肢にスカートがあるけれど選べない、それは嫌だと思ってもいいわけで、そうなるこの4は必ずしも間違いではないけれど、少し疑問に感じました。

(会長)

選択肢があるのにこっちを選ぶのはおかしいということですね。

余談ですが、東郷高校の新制服は男の子がスカートの制服を着るというのは可能なのでしょうか。

(事務局)

可能です。

(委員)

「男の子はズボン、女の子はスカートという制服はおかしい」の方が良いのではないのでしょうか。

(事務局)

色々な選択肢を選べるというような意味を持たせるように、「男の子はスカート、女の子はズボンの制服を選んでも良い」という表現にするということによりよいでしょうか。

(会長)

「男の子はズボン、女の子はスカートという制服を決めつけるのはおかしい」という表現にするということでしょうか。

(委員)

あてはまるものを4つに決めつけると、回答者がまだ小学生なので、認識がそこまでないから、「男の子がスカート？」というように冷やかしてみたいものが出てくるかもしれません。

(事務局)

あくまでクイズなので、○の数は指定しておいた方が良いかなとは思いますが。全部正解しなかったからおみくじが引けないということはないので、指定したいと思います。

(委員)

6の質問について、お父さん、お母さんと両親揃っているとは限らないので、「誰か大人が」などを入れる配慮をしていただけるといいです。

(会長)

「お父さんもお母さんも」から「お母さんが」に変更したら良いのではないのでしょうか。

(事務局)

シングルマザーのご家庭からすると、大人はお母さんだけになるので、子どものお世話をするのはお母さんで○になってしまいます。

(会長)

お父さんとお母さんが揃っていても、お父さんがお母さんに子育てを押し付けるのが良くないというのが男女共同参画の考えで、両親揃っている場合を想定して、お父さんも協力しないとだめだと子どもが意識をするための設問だと思います。

(事務局)

会長がおっしゃるように子どもにそのような意識を持ってもらうための設問をご用意していますが、高橋先生のご指摘を踏まえると、どちらかしかない子どもに配慮した質問にした方がいいと思いました。

(会長)

それでは、「女の人が赤ちゃんや子どものお世話をする。」とすれば、おばあちゃんも入り、それならおばあちゃんだけでなくおじいちゃんも世話をすべきとなるのではないのでしょうか。

(企画部長)

素直な小学生なら○にしちゃいそうですね。

(事務局)

例えば「お父さんもお母さんも」から「女の人だけが」に変更し、×にする方向に持っていくのはいかがでしょうか。

(会長)

中村先生いかがでしょうか。

(委員)

良いと思います。

(会長)

それでは、そのように変更することでよろしいでしょうか。

委員挙手

(会長)

全員挙手となりましたので、議題の(2)「文化産業まつり」については変更箇所を変更することで事務局の提案どおりとします。

次に議題(3)の「東郷町男女共同参画情報誌「イーストピア」第12号の発行について」事務局から説明をお願いします。

事務局説明

(会長)

「イーストピア」第 12 号の発行について何か御質問はありますでしょうか。
質問は特にないとのことですので、情報誌のカラーを決めたいと思います。事務局案は緑色です。事務局案の緑色でよろしいでしょうか。

委員挙手

(企画部長)

色覚異常の方もいらっしゃるので、配色については配慮させていただきます。

委員挙手

(会長)

全員挙手となりましたので、議題(3)の「東郷町男女共同参画情報誌「イーストピア」第 12 号の発行について」は事務局の提案どおりとします。

次に、議題の(4)「第 2 次東郷町男女共同参画プラン中間見直しに係る住民意識調査結果の速報について」事務局から説明をお願いします。

事務局説明

(会長)

ただいまの事務局の説明に質問はありますか。

(委員)

P. 26 のグラフの表記の問題ですが、「全体」と「前回調査」とありますが、「全体」ではなく、「今回」にした方が良いのではないのでしょうか。

(事務局)

他の設問の箇所で、「今回調査」と「前回調査」と表現しておりますので、「今回調査」に変更します。

(委員)

とても興味深く拝見しました。世代、男女によって結果が異なるところが何か所かあって、子どもの育て方について P. 27 の「性別で区別せず育てた方がよい」という質問で男女の差が大きく見られるなと感じました。P. 47 の「学校教育の場における平等感」も男女の差が大きく見られます。

(委員)

「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」の質問に対して、ほとんどの方が希望していますが、東郷町においてのシステムが大分できてきているのでしょうか。企業の方の支援の在り方、産前産後の休みの取り方はどのようになっているのでしょうか。

(委員)

1年半は取得可能です。今年に入ってから、組合と会社とで連携して取り組んだのですが、今までの時短勤務は、子どもが小学校3年生まで取得できる制度のところ、東郷製作所では小学校6年生まで延長して取得できるように変更しました。

子どもがコロナの影響で早めに帰ってきても気付けないのが嫌だという意見もあり、時短を延長したいという社員もいました。正社員も非正社員も同様に取得できます。女性も活躍したいと思われる方が多く、仕事をやりたいけどできない、バランスが取れないというのを改善したいという思いからです。

(委員)

4ページの「比較分析において利用した調査」のところで、令和〇年度実施とありますが、西暦も併記してもらえると、分かりやすいので大変助かります。

(事務局)

入れるように修正します。

(委員)

アンケートの結果はホームページに掲載されるとのことでよろしいでしょうか。弊社の社員でアンケートを回答した者が、結果を気にしておりました。

(事務局)

結果はこちらの完成版と概要版を町ホームページに掲載する予定です。

(委員)

有効回収率は35%くらいなのですね。3分の1くらいの意見ですね。

(委員)

DVを受けたことがある人の中で、誰にも相談しなかった方が41%もいますが、保護や支援してもらえる場所はあるのでしょうか。

(事務局)

誰にも相談しなかった方の理由として一番多かった回答が、相談するほどのことではなかったという方が多いのですが、身内のことなので言いづらい方もいらっしゃるでしょうし、そこまで深刻に捉えていらっしゃるかもしれません。

(会長)

他に何かご質問のある方いらっしゃいますか。

無いようですので、また後日じっくりと読まれて、質問等出てきましたら、改めて事務局へご連絡をお願いします。

では、議題(4)について、承認いただける方は挙手をお願いいたします。

委員挙手

全員挙手でしたので、議題(4)については、事務局の提案どおりとします。

次に、議題の(5)「パートナーシップ、ファミリーシップ宣誓制度について」事務局から説明をお願いします。

事務局説明

(会長)

この制度については、今ここで何かを決めるということではなく、審議会委員としての、ご意見をいただければと思います。分からないことは聞いていただき、お考えをぜひ述べていただきたいと思います。

(委員)

4の制度のメリット・デメリットについて、当事者のことを認めてあげるかどうかを考えたときに、メリット・デメリットは必要なのでしょうか。

(事務局)

こうした制度を制定することで、当事者の方々の安心感や、住んでいる町が認めてくれることで、住みやすいと感じていただけることが大きいのかと思います。

(委員)

すでに採用する自治体が増えていて、人口カバー率も50%を超えているので、この流れは広がっていくと私自身は考えています。

例えば、名称一つ取っても、宣誓制度か届出制度なのか登録制度を使うのか、名称も様々ありますし、それが当事者たちにとってどのような効果をもたらすのか、ご希望に沿っていないものになる可能性もあると思います。

例えば、宣誓制度という名称を採用することによって、男女の婚姻であれば届出だけで良いのに、なぜ同性同士だと宣誓という言葉になるのか、私たち結婚しますというのをわざわざ宣誓させるということにつながるので、この言葉は使わない方が良いのではないかというのは私も聞いたことがあります。具体的に形にしていく上では、当事者の方々の意見を聞き、その方々の希望を取り入れつつ、最適な形を求めていくのが良いと思います。

自治体によって様々で、例えば当事者の二人とはどういう二人なのかについても、男女を含めた制度にするのか、あくまでも性的少数者のみにするのか、あるいは、二人はどのような形で暮らしているのか、例えば一緒に住んでいる二人に対し、制度を認めるという自治体もあれば、二人が同じ自治体に住んでいるのであれば別々に暮らしていても認められる自治体もあります。

他にも公正証書を出した二人に対して、認められる自治体もあります。どこも色々試行錯誤して決めているという印象があります。たくさんの情報を集めながら検討していければと思います。

(会長)

公正証書は性的少数者に対して出されるものでしょうか。

(委員)

公正証書は当事者同士の合意を法的なところで立ち会う意味合いがあり、遺産相続の件などで、同性同士の婚姻は現在法律では認められていないので、当事者同士の約束事として、公正証書という形で確認をしたカップルに対して、パートナーシップ制度を認めるという自治体もあります。

そうすると、条件が一つプラスされることになるので、当事者にとってはハードルが高くなるということもあります。

よって、公正証書という条件がつく自治体は多くはないと聞いています。

(会長)

公正証書で婚姻が認められるなら、パートナーシップ制度はいらないかと思いましたが違うのですね。教育現場の状況はいかがでしょうか。

(委員)

現在は制服について検討しており、子どもも保護者も意識が大分変わってきています。どこの自治体も制服について考えるようになってきたので、いい影響

を与え合っていると思います。

(委員)

私は結婚した後もパートナーだと思っているので、相手が男性や女性に関わらずパートナーは必要だと思います。日本は色々な法律が絡んでいるのでややこしくなっているだけで、どれか一つを変えれば変わってくると思います。すべての市町村が宣誓制度ということ認めることで大きな法律が変わってくると思います。

パートナーシップやファミリーシップという名称を作ること余計にややこしくしていると思います。土台をしっかりと地盤を作り上げていくことが大事で、パートナーという名前は男性も女性も関係ないと思います。他国民と一緒にいって行く時代だと思いますし、そういう考え方を持っている人を増やしていくことで変わっていくのだと思います。

(会長)

例えば、長久手市やみよし市、豊明市、日進市、名古屋市が制度を認めていたとして、名古屋の市民病院に東郷町民が入院するとしたら、家族としての扱いにしてもらえるのでしょうか。

(委員)

医療同意は非常に難しい問題で、基本的には本人しかできないと法律上なっていますよね。

例えば、手術をすることに賛同するかどうか、医師は家族には求められないはずです。予防接種にしても本人が打たないと言っている限り家族であれ何も言えない。

金融機関も同じで、家族でも本人以外は手続等できない。

(委員)

皆さんからいただいた意見を、どこかの機会で提案をしていただける予定はあるのでしょうか。

(事務局)

今後どのように進めていくのかに関してはまだ決まっていますが、町として職員への研修を行っており、近隣市町の状況も参考にしながら制度構築に向けて進めていく次第です。要綱か条例で制定するかによりますが、要綱で制定する予定ですので、町の方で決めていきたいと思っています。

(企画部長)

法的な縛りを設ける制度ではないので、条例ではなく要綱で進めていき、当事者の方々が暮らしやすい町を作っていきたいと思います。メリットがなかなか感じられなかったので進められていなかったのもありましたが、良い部分をしっかり捉えた上で、近隣市町とも足並みを揃えていく必要もあり、委員の皆さんにご意見を伺いながら進めていくという状況です。

(会長)

この件について、国はどのような動きなのでしょう。

(企画部長)

国は、戸籍等にこの制度には影響していないので、この制度があることで民間サービスを含めて夫婦同様のサービスが受けられるということが増えていかないといけないと思います。東郷町で宣誓することで付加価値を付けていく必要があります。

(会長)

それでは、議題(5)について、承認いただける方は挙手をお願いいたします。

委員挙手

全員挙手でしたので、議題(5)については、事務局の提案どおりとします。次に、議題の(6)「その他」について事務局から説明をお願いします。

事務局説明 (ヤングケアラーについて報告)

(会長)

これで、本日すべての議題が終了したので、進行を事務局にお返しします。

(事務局)

中林会長、議事の進行ありがとうございました。

また、委員の皆様には、ご熱心な議論とスムーズな議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

次回の開催日時についてですが、12月13日(火)午後2時から、役場1階の第1会議室で開催する予定です。皆様、ご出席くださいますようお願いいたします。

最後に、全体を通して何かご質問はございますか。

無いようですので、以上で、令和4年度第3回東郷町男女共同参画審議会を終了します。ありがとうございました。